

議案第 4 8 号

渋川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

渋川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年渋川市条例第 4 6 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「この条例の施行の日から令和 7 年 3 月 3 1 日までの間」を「当分の間」に、「令和 7 年 3 月 3 1 日までに」を「放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から 2 年以内に当該研修を」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

放課後児童健全育成事業実施要綱の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

渋川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則 （職員の経過措置） 2 当分の間、第 11 条第 3 項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から 2 年以内に当該研修を修了することを予定している者を含む。）」とする。	附 則 （職員の経過措置） 2 この条例の施行の日から令和 7 年 3 月 31 日までの間、第 11 条第 3 項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（令和 7 年 3 月 31 日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。